証券コード　5358
平成27年６月５日

株　主　各　位

大阪市北区中之島三丁目３番23号
イソライト工業株式会社
代表取締役社長　　窪　田　行　利

第125期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時

２．場　　所　大阪市北区中之島三丁目３番23号
中之島ダイビル８階　当社会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第125期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第125期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役６名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.isolite.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

全般

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税の影響から一時的に景気が落ち込んだものの、政府による経済政策や企業収益改善による設備投資増加を背景に、年度後半から緩やかな回復基調となりました。当社グループの大口需要家である鉄鋼業におきましては、粗鋼生産ベースでの年間生産量は１億984万トンになり、前年度を1.5％下回りましたが、５年連続で１億トンを超える結果となりました。

このような環境のもと、当社グループは国内外の拡販に注力したことに加え、鉄鋼関連を中心に国内民間需要が増加したことや、円安効果により輸出が伸びたことから増収となりました。また、売上高増加に伴う利益増に加え、製造原価低減、経費削減に努めたことから、営業利益、経常利益、当期純利益でも増益となりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高139億４千８百万円（前年比6.7％増）、営業利益９億６千９百万円（同17.2％増）、経常利益10億４百万円（同27.7％増）、当期純利益５億８千７百万円（同66.1％増）となりました。

分野別の状況

当社グループの基幹事業である断熱関連事業におきましては、国内鉄鋼業向けは堅調な需要に支えられ、消耗材およびプロジェクト案件の受注が順調に推移しました。また、自動車向けおよび半導体装置向けについても堅調に推移し、売上高は前年を上回りました。国内の工業炉の設計・施工を扱う部門の需要も前年を上回りました。

その結果、セラミックファイバー、耐火断熱れんが等の販売および工業炉の設計・施工を主体とした断熱関連事業の連結売上高は124億２千６百万円（前年比9.1％増）となりました。

その他事業におきましては、機能性セラミックスおよび環境緑化製品、建設関連資材の売上はほぼ前年並みとなりました。消費

税増税の駆け込み需要の反動から、住宅用燃焼機器は前年を下回りました。

その結果、その他事業の連結売上高は15億２千２百万円（前年比9.4％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は１億９千万円です。その主な内容は、イソライト工業株式会社での製造設備の更新および株式会社ＩＴＭでの製造設備の更新であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、エネルギー価格の動向や原材料価格の上昇が懸念されておりますが、消費税増税による駆け込み需要の反動が減衰すること、企業収益の改善が設備投資の増加に寄与することから、回復基調は継続するものと考えられます。また、海外経済においては新興国、欧州経済などにおける下振れリスクの懸念はあるものの、米国は景気拡大基調であり、また、中長期的には東南アジアでの高い経済成長が期待できるものと考えられます。

このような環境のもと、当社グループは国内外のお客様のニーズや期待に的確に応えられるよう、グループ全体のブランド力、技術力、販売力を最大限に活かすことにより収益の確保に努めてまいります。

断熱関連事業におきましては、新製品の積極的な市場投入、施工技術と直結した製品の拡販の取組みを積極的に展開します。また、今まで以上に東南アジア地域を主とした海外市場での売上高の拡大を図ります。

その他事業におきましては、機能性セラミックスにおける高温集塵用セラミックフィルターなどの販売に注力し、新しい環境分野の需要を確実に捉え、売上の拡大を目指します。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の営業成績および財産の状況

区　　分	第 122 期 (平成24年3月期)	第 123 期 (平成25年3月期)	第 124 期 (平成26年3月期)	第 125 期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売　上　高(百万円)	13,576	12,540	13,068	13,948
経 常 利 益(百万円)	721	781	786	1,004
当期純利益(百万円)	229	574	353	587
1株当たり当期純利益	9円75銭	24円37銭	15円02銭	24円94銭
総　資　産(百万円)	17,309	16,582	16,950	17,461
純　資　産(百万円)	5,433	6,112	6,901	7,616

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 第122期は、引き続き設備投資による需要が順調に推移したため増収となり、操業度が改善されたこと等により経常利益、当期純利益は増加しました。
3. 第123期は、設備投資の需要が落ち込み減収となりましたが、為替差益等の影響により経常利益、当期純利益は増加しました
4. 第124期は、輸出の伸びと国内需要が回復したため増収となりましたが、税金費用が増加した影響により当期純利益は減少しました。

② 当社の営業成績および財産の状況

区　　分	第 122 期 (平成24年3月期)	第 123 期 (平成25年3月期)	第 124 期 (平成26年3月期)	第 125 期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売　上　高(百万円)	7,319	6,509	6,300	7,170
経 常 利 益(百万円)	410	586	453	582
当期純利益(百万円)	194	594	321	401
1株当たり当期純利益	8円25銭	25円23銭	13円67銭	17円04銭
総　資　産(百万円)	13,990	13,318	13,230	13,999
純　資　産(百万円)	5,788	6,327	6,596	6,898

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は品川リフラクトリーズ株式会社で、同社は当社の株式を12,919千株(議決権比率54.86%) 保有しております。

また、当社は親会社に耐火断熱材を販売し、親会社から耐火物を購入しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
イソライト建材株式会社	70,000千円	100%	集成材の製造、販売
イソライト土地開発株式会社	34,000千円	100%	給油所等の経営
株式会社ITM	50,000千円	100%	セラミックファイバーの製造、販売
株式会社イソライト住機	20,000千円	100%	家庭用ボイラー、かまど等の製造、販売
Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd. (マレーシア)	24,000千 マレーシアドル	100%	耐火断熱れんがの製造、販売
Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd. (台湾)	156,000千 台湾ドル	60%	セラミックファイバーの製造、販売
Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd. (マレーシア)	3,500千 マレーシアドル	100%	セラミックファイバーの製造、販売
蘇州伊索来特耐火繊維有限公司 (中国)	7,000千 米ドル	80%	セラミックファイバーの製造、販売
依索(上海)貿易有限公司 (中国)	31,250千円	100%	セラミックファイバー、耐火断熱れんがの販売
ITM Europe GmbH (ドイツ)	25千 ユーロ	100%	セラミックファイバーの製造、販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の10社であります。
2. 持分法適用会社は3社であります。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Isolite Fanshin (Taiwan) Co., Ltd. (台湾)	24,000千 台湾ドル	50%	セラミックファイバー、耐火断熱れんがの販売

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事　　業	内　　容
断熱関連事業	セラミックファイバー各種製品の製造・販売 耐火断熱れんがの製造・販売 ＩＴ関連設備材料の製造・販売 自動車排気ガス浄化装置用材料の製造・販売 不定形耐火物および関連製品の製造・販売 工業炉の設計・施工 ファイヤープロテクション材料の販売
その他事業	軽金属補強材料の製造・販売 セラミックス多孔体の製造・販売 集成材の製造・販売 住宅用燃焼機器、石油製品等の販売 太陽光発電所における発電、電気の供給

(8) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

当　　社	本社（大阪市北区） 東京支店（東京都千代田区） 大阪支店（大阪市北区） 名古屋支店(名古屋市西区) 九州営業所(北九州市小倉北区) 北陸営業所(石川県七尾市) シンガポール支店（シンガポール） 音羽工場(愛知県豊川市) 七尾工場(石川県七尾市)
イソライト建材株式会社	石川県七尾市
イソライト土地開発株式会社	石川県七尾市
株式会社ＩＴＭ	千葉県香取郡神崎町
株式会社イソライト住機	石川県七尾市
Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.	マレーシア
Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd.	台湾
Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd.	マレーシア
蘇州伊索来特耐火繊維有限公司	中国
依索（上海）貿易有限公司	中国
ITM Europe GmbH	ドイツ

(9) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別名称	従業員数
断熱関連事業	545名
その他事業	35名
合計	580名

（注）従業員数は嘱託を含めた就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
173名	1名増	44.5歳	17.1年

（注）従業員数は嘱託を含めた就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	1,890百万円
株式会社三井住友銀行	1,065百万円

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　51,259,000株

② 発行済株式の総数　23,606,573株

③ 株主数　2,805名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
品川リフラクトリーズ株式会社	12,919千株	54.85%
ニチアス株式会社	1,010千株	4.29%
三井住友海上火災保険株式会社	382千株	1.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	266千株	1.13%
三井住友信託銀行株式会社	215千株	0.91%
山口　喬	206千株	0.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	195千株	0.83%
久保田　浩	175千株	0.74%
株式会社三井住友銀行	145千株	0.62%
日本証券金融株式会社	141千株	0.60%

（注）持株比率は自己株式（55,342株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	窪　田　行　利	営業本部長
常務取締役	佐　野　達　郎	生産本部長、音羽工場長 Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd. Chairman Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd. Chairman Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd. Chairman
取　締　役	坂　田　文　彦	海外事業部長、海外関係会社担当 Foster Engineering Pte. Ltd. Chairman
取　締　役	橋　本　敏　昭	技術開発本部長 蘇州伊索来特耐火繊維有限公司 董事長
取　締　役	山　脇　敏　弘	総務部長、経理部長、情報システム室担当、安全環境対策室担当、国内関係会社担当
監査役（常勤）	蓮　元　雄　幸	
監　査　役	小　山　恵一郎	品川リフラクトリーズ株式会社 常勤監査役
監　査　役	白　江　伸　宏	白江公認会計士事務所所長 恒栄監査法人代表社員 マスターズ税理士法人代表社員

（注）1. 監査役小山恵一郎および監査役白江伸宏の両氏は、社外監査役であります。
2. 当社は監査役白江伸宏氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役白江伸宏氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中における取締役および監査役の異動

(1) 平成26年６月25日開催の第124期定時株主総会におきまして、山脇敏弘氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 平成26年６月25日開催の第124期定時株主総会終結の時をもって、八尾良平氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等の総額および員数

区　　分	支給員数	支給額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (0)	63百万円 (0)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2)	23百万円 (9)
合　　計	9名	86百万円

（注）1. 上記には、平成26年６月25日開催の第124期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、平成20年６月25日開催の第118期定時株主総会において月額13百万円以内（年額156百万円以内、使用人分給与除く。）と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、平成20年６月25日開催の第118期定時株主総会において月額４百万円以内（年額48百万円以内）と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年６月24日開催予定の第125期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

ロ．他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・監査役小山恵一郎氏は、親会社である品川リフラクトリーズ株式会社の常勤監査役を兼務しております。なお、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。

・社外役員の親会社からの役員報酬総額は16百万円であります。

・監査役白江伸宏氏は、白江公認会計士事務所所長、恒栄監査法人代表社員、マスターズ税理士法人代表社員であります。なお、当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

社外役員氏名	主な活動状況
監査役　小山　恵一郎	当事業年度に開催した16回の取締役会（定時12回、臨時４回）の全てに出席し、財務的、法的な見地から適宜意見を述べております。 また、当事業年度に開催した14回の監査役会等（内、監査役連絡会４回を含む）に全て出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 経営トップとの意見交換会（２回）に出席しております。 海外連結子会社２社、海外関連会社１社、海外１支店および国内１支店の往査を行っております。
監査役　白江　伸宏	当事業年度に開催した16回の取締役会（定時12回、臨時４回）の全てに出席し、財務的、法的および公認会計士としての専門的な見地から適宜意見を述べております。 また、当事業年度に開催した14回の監査役会等（内、監査役連絡会４回を含む）に全て出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 経営トップとの意見交換会（２回）に出席しております。 国内３支店および国内１事業所の往査を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、株式会社ＩＴＭは、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

3. 当社の重要な子会社のうち、Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.(ﾏﾚｰｼｱ)、Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd.(台湾)、Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd.(ﾏﾚｰｼｱ)、蘇州伊索来特耐火繊維有限公司(中国)および依索(上海)貿易有限公司(中国)は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定に関する方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号) が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1．当企業集団（当社および当社の子会社をいう。以下同じ）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当企業集団は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての取締役、使用人およびその他すべての当社業務従事者が広く社会から信頼され、好意をもって受け入れられる経営体制を確立する。

(2) イソライトグループ・コンプライアンス指針において、取締役、使用人およびその他すべての当社業務従事者が法令を遵守することはもとより、社内規程を遵守し、社会規範を尊重し、企業倫理に則った行動をとることを定め、取締役、使用人およびその他すべての当社業務従事者に周知徹底を図る。

(3) イソライトグループ・コンプライアンス指針よりも詳細な留意事項などを説明したコンプライアンス・マニュアルに、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを記載し、反社会的勢力に対して毅然として対応することを徹底する。

(4) 内部監査室は、内部監査規程に従って当企業集団の監査を実施する。

(5) 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、通報相談を受けるコンプライアンス通報相談窓口を設ける。

2．当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当企業集団は、各社取締役会をはじめとする主要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書管理規程等に基づき、定められた期間保存、管理する。

(2) 取締役および監査役は、これらの文書等をいつでも閲覧することができる。

3．当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当企業集団は、リスク管理規程に基づき、発生しうるリスクを特定し、平時からリスクの低減および発生防止に努めるとともに、リスク管理体制を整備する。

(2) 当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進する。

4．当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて当企業集団の取締役の職務執行の効率を図る。

(1) 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく３事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

(2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため事業部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。

(3) 当企業集団の各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。

(4) 管理部門担当取締役は月次の業績につき、情報管理システムを活用し、迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役および取締役会に報告する。

(5) 当企業集団の取締役会は、定期的にこの結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じ目標を修正する。

5．当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当企業集団の内部統制の構築を目指し、当企業集団の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請・報告の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

(2) 当社取締役および関係会社社長は、各事業部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

(3) 内部監査室は、当企業集団の内部統制に関する監査を実施し、その結果を(2)の責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導および実施の支援・助言を行う。

6．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助する使用人は内部監査室員の内から選出し、同職務については監査役の指示に従うものとする。

(2) 使用人の人事異動については、監査役の意見を尊重する。

(3) 職務の遂行上必要な場合、監査役が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとする。

7．企業集団の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(1) 監査役は、取締役会のほか、主要な会議に出席し、重要な報告を受ける。

(2) 品質、環境、安全、事故、災害に関する情報については、担当取締役が代表取締役社長へ報告すると同時に監査役へ報告する。

(3) 取締役および使用人は、監査役からの要請に応じ、監査役が必要と判断した事項を報告する。

(4) 当社は、当企業集団の取締役、監査役および使用人が法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当社監査役または監査役会に報告する体制を整備する。

(5) 当社は、監査役へ報告を行った当企業集団の取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換会を開催する。

(2) 内部監査室は監査役との密接な連係を保ち、監査役が実効的かつ効率的な監査が行えるよう協力する。

(3) 当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月22日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改正内容は、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について、現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**9,622**	**流動負債**	**7,079**
現金及び預金	2,287	支払手形及び買掛金	1,315
受取手形及び売掛金	4,606	短期借入金	4,360
商品及び製品	1,573	1年内償還予定の社債	180
仕掛品	199	未払法人税等	171
原材料及び貯蔵品	490	未払費用	389
繰延税金資産	142	賞与引当金	239
その他	325	その他	422
貸倒引当金	△3	**固定負債**	**2,765**
固定資産	**7,838**	社債	220
有形固定資産	**5,565**	長期借入金	1,454
建物及び構築物	1,626	環境対策引当金	31
機械装置及び運搬具	1,434	役員退職慰労引当金	33
工具、器具及び備品	178	退職給付に係る負債	486
土地	2,302	長期預り保証金	173
建設仮勘定	21	その他	365
無形固定資産	**168**	**負債合計**	**9,844**
投資その他の資産	**2,105**	**純資産の部**	
投資有価証券	1,029	**株主資本**	**6,711**
長期貸付金	520	**資本金**	**3,196**
繰延税金資産	227	**資本剰余金**	**2,254**
その他	449	**利益剰余金**	**1,271**
貸倒引当金	△122	**自己株式**	**△10**
資産合計	**17,461**	**その他の包括利益累計額**	**365**
		その他有価証券評価差額金	**193**
		為替換算調整勘定	**13**
		退職給付に係る調整累計額	**158**
		少数株主持分	**539**
		純資産合計	**7,616**
		負債・純資産合計	**17,461**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**13,948**
売上原価		**9,861**
売上総利益		**4,086**
販売費及び一般管理費		**3,117**
営業利益		**969**
営業外収益		
受取利息及び配当金	47	
為替差益	39	
受取賃貸料	20	
持分法による投資利益	38	
その他	67	214
営業外費用		
支払利息	94	
休止固定資産減価償却費	26	
その他	57	179
経常利益		**1,004**
特別損失		
環境対策費	31	31
税金等調整前当期純利益		**972**
法人税、住民税及び事業税	250	
法人税等調整額	128	378
少数株主損益調整前当期純利益		**594**
少数株主利益		6
当期純利益		**587**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,196	2,254	825	△10	6,265
会計方針の変更による累積的影響額			△47		△47
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,196	2,254	777	△10	6,218
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△94		△94
当期純利益			587		587
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	493	△0	493
当期末残高	3,196	2,254	1,271	△10	6,711

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	151	△144	125	131	503	6,901
会計方針の変更による累積的影響額						△47
会計方針の変更を反映した当期首残高	151	△144	125	131	503	6,853
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△94
当期純利益						587
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	42	158	32	233	36	269
連結会計年度中の変動額合計	42	158	32	233	36	763
当期末残高	193	13	158	365	539	7,616

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	10社
・連結子会社の名称	イソライト建材株式会社 イソライト土地開発株式会社 株式会社ＩＴＭ 株式会社イソライト住機 Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd. Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd. Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd. 蘇州伊索来特耐火繊維有限公司 依索（上海）貿易有限公司 ITM Europe GmbH

(2) 持分法適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数	３社
・主要な会社の名称	Isolite Fanshin (Taiwan) Co., Ltd. Foster Engineering Pte. Ltd. ITM-UNIFRAX株式会社

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社１社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用の関連会社は全て決算日が12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の決算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社6社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の決算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
ロ．デリバティブ	時価法
ハ．たな卸資産	原価法（収益性の低下による簿価切下げ方法）
・商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品	主として月次総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産	当社、国内連結子会社のうち2社及び在外連結子会社は定額法、国内連結子会社のうち2社は定率法によっております。ただし、国内連結子会社については平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）について、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　2〜50年 機械装置及び運搬具　2〜15年
ロ．無形固定資産	定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
ハ．長期前払費用	均等償却

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．環境対策引当金	保管するＰＣＢ廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積ることができる処理費用見込額を計上しております。
ニ．役員退職慰労引当金	一部の連結子会社における役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ロ．数理計算上の差異の費用処理方法	数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤　完成工事高及び完成工事原価の計上基準

売上高のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約取引においては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップにおいては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ ヘッジ対象…外貨建債権債務、外貨建予定取引、借入金利息

ハ．ヘッジ方針　　為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でのみデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法　それぞれの手段において特例処理及び振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価は省略しております。また、繰延ヘッジ処理を採用している場合も、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ行為の開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定することができるため、有効性の評価は省略しております。

⑦　のれんの償却に関する事項

のれんは10年間で均等償却しております。

⑧　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間毎に設定された複数の割引率（イールドカーブ）を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が74百万円増加し、利益剰余金が47百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地　323百万円

② 担保に係る債務

長期借入金　455百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　11,629百万円

(3) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証

Foster Engineering Pte. Ltd.　218百万円

(4) 受取手形裏書譲渡高　37百万円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	株 23,606,573	株 —	株 —	株 23,606,573

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日定時株主総会	普通株式	47	2.0	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月4日取締役会	普通株式	47	2.0	平成26年9月30日	平成26年12月5日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年6月24日開催の第125期定時株主総会において次のとおり付議します。

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	47	利益剰余金	2.0	平成27年3月31日	平成27年6月25日

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備等投資資金（主として長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金及び預金	2,287	2,287	―
(2)受取手形及び売掛金(*2)	4,603	4,603	―
(3)投資有価証券 その他有価証券	636	636	―
(4)長期貸付金	520	600	△79
(5) 支払手形及び買掛金	(1,315)	(1,315)	―
(6)短期借入金	(3,597)	(3,597)	―
(7)社債	(400)	(400)	△0
(8)長期借入金	(2,217)	(2,230)	△13

(*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

関連会社への貸付金であり、時価の計算は同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、連結貸借対照表の長期貸付金は持分法適用に伴う投資損失を直接減額しております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、連結貸借対照表の短期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれていますが、これは(6) 短期借入金には含めず(8) 長期借入金に含めて表示しております。

(7) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、連結貸借対照表の長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれていませんが、これは(8) 長期借入金に含めて表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	393
長期預り保証金	173

6．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、石川県その他の地域において、賃貸用の商業施設等(土地を含む。)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
758	1,071

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「公示価格」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	300円49銭
(2) １株当たり当期純利益	24円94銭

８．その他の注記

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.0％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.2％となります。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されております。

これらの変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は44百万円減少し、法人税等調整額が53百万円、その他有価証券評価差額金が９百万円、それぞれ増加しております。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**5,568**	**流動負債**	**4,569**
現金及び預金	423	支払手形	343
受取手形	928	買掛金	700
売掛金	2,080	短期借入金	2,250
商品及び製品	674	1年以内返済長期借入金	658
販売用不動産	353	1年内償還予定の社債	180
仕掛品	48	未払金	61
原材料及び貯蔵品	153	未払法人税等	53
短期貸付金	847	未払消費税等	98
繰延税金資産	48	未払費用	98
その他	172	賞与引当金	78
貸倒引当金	△160	その他	45
固定資産	**8,430**	**固定負債**	**2,531**
有形固定資産	**3,166**	社債	220
建物	713	長期借入金	1,349
構築物	46	環境対策引当金	30
機械及び装置	470	退職給付引当金	419
車両運搬具	0	長期預り保証金	173
工具、器具及び備品	35	その他	338
土地	1,900	**負債合計**	**7,100**
建設仮勘定	0	**純資産の部**	
無形固定資産	**52**	**株主資本**	**6,706**
ソフトウエア	43	**資本金**	**3,196**
その他	8	**資本剰余金**	**2,254**
投資その他の資産	**5,211**	資本準備金	904
投資有価証券	659	その他資本剰余金	1,350
関係会社株式	3,423	**利益剰余金**	**1,266**
関係会社出資金	757	その他利益剰余金	1,266
長期前払費用	40	剰繰越利益余金	1,266
繰延税金資産	219	**自己株式**	**△10**
その他	136	**評価・換算差額等**	**192**
貸倒引当金	△25	**その他有価証券評価差額金**	**192**
資産合計	**13,999**	**純資産合計**	**6,898**
		負債・純資産合計	**13,999**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	
売　上　高		**7,170**
売　上　原　価		**5,260**
売　上　総　利　益		**1,909**
販売費及び一般管理費		**1,588**
営　業　利　益		**320**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	243	
為替差益	86	
その他	63	393
営　業　外　費　用		
支払利息	62	
休止固定資産減価償却費	26	
その他	43	131
経　常　利　益		**582**
特　別　利　益		
貸倒引当金戻入額	52	52
特　別　損　失		
環境対策費	30	
貸倒引当金繰入額	48	78
税引前当期純利益		**556**
法人税、住民税及び事業税	35	
法人税等調整額	118	154
当　期　純　利　益		**401**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,196	904	1,350	2,254	1,006	1,006	△10	6,447
会計方針の変更による累積的影響額					△47	△47		△47
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,196	904	1,350	2,254	959	959	△10	6,399
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△94	△94		△94
当期純利益					401	401		401
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	307	307	△0	306
当期末残高	3,196	904	1,350	2,254	1,266	1,266	△10	6,706

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	149	149	6,596
会計方針の変更による累積的影響額			△47
会計方針の変更を反映した当期首残高	149	149	6,549
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△94
当期純利益			401
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	42	42	42
事業年度中の変動額合計	42	42	349
当期末残高	192	192	6,898

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ．子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② デリバティブ　時価法

③ たな卸資産　原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

イ．商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品　主として月次総平均法

ロ．販売用不動産　個別法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　2～50年

機械及び装置、車両運搬具　2～15年

② 無形固定資産　定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用　均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 環境対策引当金　保管するＰＣＢ廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積ることができる処理費用見込額を計上しております。

④　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法　　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法　　数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

売上高のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約取引においては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップにおいては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を行っております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ
ヘッジ対象…外貨建債権債務、外貨建予定取引、借入金利息

③　ヘッジ方針　　為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でのみデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

④　ヘッジ有効性評価の方法　　それぞれの手段において特例処理及び振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価は省略しております。また、繰延ヘッジ処理を採用している場合も、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ行為の開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を

完全に相殺すると想定することができるため、有効性の評価は省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間毎に設定された複数の割引率（イールドカーブ）を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が74百万円増加し、繰越利益剰余金が47百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	194百万円

② 担保に係る債務

長期借入金	455百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　4,522百万円

(3) 偶発債務

① 関係会社の金融機関等からの借入等に対する債務保証

イソライト建材株式会社	191百万円
イソライト土地開発株式会社	14百万円
Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.	394百万円
Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd.	270百万円
Foster Engineering Pte. Ltd.	218百万円
合　　計	1,090百万円

② 下記の関係会社における金融機関からの借入及び支払電力料等について金融機関が行っている履行保証に対する再保証
下記金額を上限として再保証を行っております。

Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.	38百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,079百万円
② 短期金銭債務	526百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	525百万円
② 営業費用	2,802百万円
③ 営業取引以外の取引高	264百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	株 55,182	株 160	株 —	株 55,342

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	480百万円
土地減損額	194百万円
繰越欠損金	176百万円
退職給付引当金	135百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	59百万円
賞与引当金	25百万円
外国税額繰越控除限度超過額	7百万円
その他	52百万円
繰延税金資産小計	1,132百万円
評価性引当額	△773百万円
繰延税金資産合計	359百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△91百万円
繰延税金負債合計	△91百万円
繰延税金資産の純額	267百万円

(2) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延資産負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.0％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.2％となります。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されております。

これらの変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は30百万円減少し、法人税等調整額が40百万円、その他有価証券評価差額金が９百万円、それぞれ増加しております。

７．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	イソライト建材株式会社	石川県	70百万円	その他	100.0	当社仕入先役員の兼任等	保証債務(注1)	191	－	－
子会社	イソライト土地開発株式会社	石川県	34百万円	その他	100.0	当社仕入先役員の兼任有	保証債務(注1)	14	－	－
							資金の貸付(注3)	145	短期貸付金	145
							利息の受取(注3)	1	その他	－
子会社	Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd.	ﾏﾚｰｼｱ	24百万MYR	断熱	100.0	当社仕入先役員の兼任有	保証債務(注1)	433	－	－
							製品の購入(注2)	803	買掛金	150
							資金の貸付(注3)	572	短期貸付金	572
							利息の受取(注3)	5	その他	1
子会社	Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd.	ﾏﾚｰｼｱ	3.5百万MYR	断熱	100.0	当社仕入先役員の兼任有	保証債務(注1)	270	－	－
							製品の購入(注2)	849	買掛金	143
							資金の貸付(注3)	130	短期貸付金	130
							利息の受取(注3)	1	その他	0
関連会社	Foster Engineering Pte. Ltd.	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	2百万SGD	ﾌｫｽﾀｰｸﾞﾙｰﾌﾟ各社の持株会社	36.0	通常の取引はなし役員の兼任有	保証債務(注1)	218	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)　上記会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っており、協議の上決定した保証料を受取っております。

(注2)　取引価格については、当社サービスの市場価格・総原価から算定した価格及び子会社等から提示された総原価を検討の上、決定しております。

(注3)　資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　292円92銭

(2)　１株当たり当期純利益　17円04銭

連結計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

イソライト工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　河 崎 雄 亮 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　紙 本 竜 吾 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、イソライト工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イソライト工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

イソライト工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　河 崎 雄 亮　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　紙 本 竜 吾　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、イソライト工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月７日

イソライト工業株式会社　監査役会

監査役（常勤）　蓮　元　雄　幸　㊞

監査役（社外）　小　山　恵一郎　㊞

監査役（社外）　白　江　伸　宏　㊞

（注）監査役小山恵一郎及び監査役白江伸宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金２円といたしたく存じます。

なお、この場合の配当総額は47,102,462円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月25日といたしたく存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役および監査役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法の規定に基づき、取締役および監査役の責任を法令の限度で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定ならびに業務執行取締役等でない取締役および監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、変更案第26条（取締役の責任免除）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第25条（条文省略）	第１条～第25条（現行どおり）
（新設）	（取締役の責任免除） 第26条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

現　行　定　款	変　更　案
	２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第26条～第32条（条文省略）	第27条～第33条（現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除） 第34条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第33条～第36条（条文省略）	第35条～第38条（現行どおり）

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役　窪田行利氏、佐野達郎氏、坂田文彦氏、橋本敏昭氏、山脇敏弘氏の５名（全員）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	くぼた　ゆきとし 窪田行利 (昭和25年１月４日生)	昭和48年４月　品川白煉瓦株式会社（現品川リフラクトリーズ株式会社）に入社。 平成９年２月　同社千田工場長に就任。 平成14年12月　同社技術研究所副所長に就任。 平成16年９月　同社技術研究所長に就任。 平成19年６月　同社取締役技術研究所長に就任。 平成21年10月　品川リフラクトリーズ株式会社取締役常務執行役員技術研究所・技術部・エンジニアリング部担当に就任。 平成25年６月　当社代表取締役社長に就任。 平成25年８月　営業本部長を委嘱、現在に至る。	16,600株
2	さのたつお 佐野達郎 (昭和29年11月10日生)	昭和52年４月　イソライト・バブコック耐火株式会社（現イソライト工業株式会社）に入社。 平成19年４月　耐火断熱れんが事業部長に就任。 平成21年６月　当社取締役に就任、セラミックファイバー事業部長を委嘱。 平成23年４月　生産本部長(現)、音羽工場長を委嘱。 平成25年８月　海外関係会社担当を委嘱。 平成26年６月　当社常務取締役に就任。 平成27年４月　音羽工場長の委嘱を解き、安全環境対策室担当を委嘱、現在に至る。 （重要な兼職の状況） ・Isolite Insulating Firebrick Sdn. Bhd. Chairman ・Isolite Eastern Union Refractories Co., Ltd. Chairman ・Isolite Ceramic Fibers Sdn. Bhd. Chairman	17,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	さかた　ふみひこ 坂田文彦 (昭和30年11月24日生)	昭和53年４月　小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）に入社。 平成３年５月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）に入社。 平成17年12月　品川白煉瓦株式会社（現品川リフラクトリーズ株式会社）に入社。 Shinagawa Refractories Australasia Pty. Ltd. Director に就任。 平成22年４月　当社社長室部長に就任。 平成22年６月　当社取締役に就任、経理部長、関係会社経理担当を委嘱。 平成23年４月　管理本部長を委嘱。 平成23年６月　総務部長を委嘱。 平成24年10月　安全環境対策室担当を委嘱。 平成25年４月　国内関係会社担当を委嘱。 平成26年４月　海外事業部長(現)、総務部担当、経理部担当、情報システム室担当を委嘱。 平成26年６月　海外関係会社担当を委嘱、現在に至る。 （重要な兼職の状況） ・Foster Engineering Pte. Ltd. Chairman	11,300株
4	はしもととしあき 橋本敏昭 (昭和32年12月19日生)	昭和57年４月　日本板硝子株式会社に入社。 平成20年10月　当社に入社、社長室部長に就任。 平成21年４月　音羽工場長、研究開発本部長に就任。 平成22年４月　環境事業本部長、新規事業部長を兼務。 平成23年４月　技術開発本部長(現)、環境事業部長を兼務。 平成23年６月　当社取締役に就任、現在に至る。 （重要な兼職の状況） ・蘇州伊索来特耐火繊維有限公司 董事長	28,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	やまわきとしひろ 山脇敏弘 （昭和29年10月13日生）	昭和52年４月　川崎炉材株式会社（現品川リフラクトリーズ株式会社）に入社。 平成20年７月　同社企画部長兼経理室長に就任。 平成21年10月　品川リフラクトリーズ株式会社経理部長に就任。 平成24年６月　同社執行役員経理部長に就任。 平成26年４月　同社執行役員、当社顧問に就任し総務部長（現）兼経理部長（現）を委嘱。 平成26年６月　当社取締役に就任、情報システム室担当（現）、安全環境対策室担当、国内関係会社担当（現）を委嘱、現在に至る。	4,800株
6	しらえのぶひろ 白江伸宏 （昭和40年10月18日生）	平成２年９月　中央新光監査法人入所。 平成６年３月　公認会計士登録。 平成７年７月　白江公認会計士事務所開設。 平成７年11月　税理士登録。 平成18年６月　当社社外監査役に就任、現在に至る。 （重要な兼職の状況） 白江公認会計士事務所所長 恒栄監査法人代表社員 マスターズ税理士法人代表社員	10,300株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 白江伸宏氏は社外取締役候補者であります。

3. 白江伸宏氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は当社の社外監査役在任期間において、公認会計士としての財務および会計に関する豊富な知識や経験に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、今後は豊富な知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 白江伸宏氏は現に当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって９年となります。

5. 当社は白江伸宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案において同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定です。

6. 第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本議案において白江伸宏氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役 白江伸宏氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 石川明彦氏は、監査役 白江伸宏氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社現行定款第28条の規定により、監査役 白江伸宏氏の任期が満了する平成30年６月開催予定の第128期定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
いし　かわ　あき　ひこ 石　川　明　彦 （昭和43年12月22日生）	平成７年12月　北浜公認会計士共同事務所入所。 平成11年４月　公認会計士登録、石川公認会計士事務所開設。 平成11年６月　税理士登録、現在に至る。 （重要な兼職の状況） 石川公認会計士事務所所長	－

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石川明彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 石川明彦氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
公認会計士としての専門的見地から職責を果たしていただけるものと期待し、同氏を社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 石川明彦氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員となる予定であります。
5. 第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本議案において石川明彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

以　上

株主総会会場ご案内図

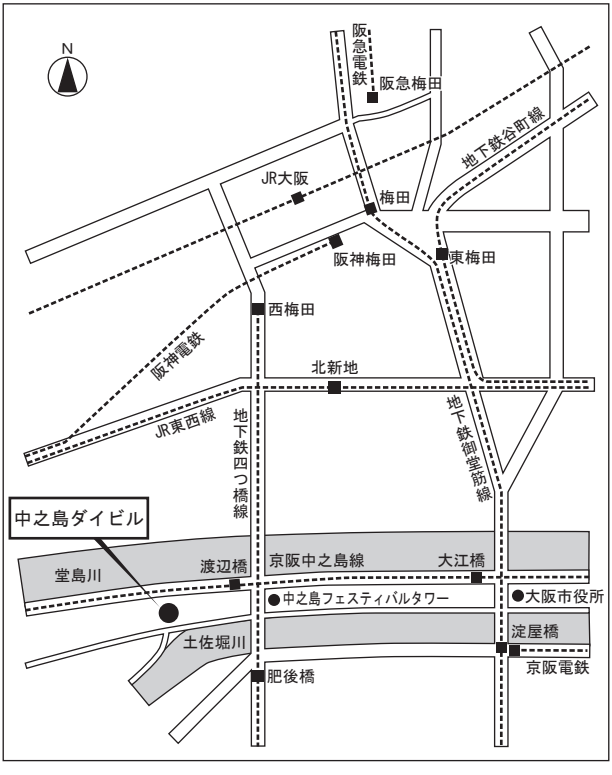

会　場

〒530-6108　大阪市北区中之島三丁目３番23号

中之島ダイビル８階　当社会議室

TEL. 06-7711-5801

最寄駅

■京　阪：中之島線「渡辺橋駅」　徒歩１分

■地下鉄：四つ橋線「肥後橋駅」　徒歩４分